

U' s I S P光サポーターズクラブ会員規約

第1条（総則）

株式会社U' s I S Pサービス（以下、「当社」という）は、U' s I S P光サポーターズクラブ会員規約（以下、「本規約」という）を定め、これによりU' s I S P光サポーターズクラブ（以下、「当会」という）を提供します。本規約の目的は当社が提供するインターネットサービス（以下、「当サービス」という）による、快適で満足度の高いインターネットの活用を提案し、地域居住者のインターネットの生活利便性を向上させることと定めます。

第2条（本規約の適用関係及び変更）

1. 当社若しくは株式会社UCOM（以下、「UCOM」という）が、本規約とは別にサービス提供条件等を定めている場合は、当該提供条件等が適用されることとします。また、提供条件等に齟齬がある場合、当該提供条件等が優先して適用されるものとします。

当社は当社が必要と判断する場合、予告なく本規約を変更する場合があります。この場合、会員に対するEメール、ホームページへの掲載により、告知するものとし、当該告知をもって変更の効力が生じるものとします。

第3条（入会金等）

当会に入会するための入会金や年会費は一切発生しないものとします。

第4条（入会資格）

当会への入会資格は、本規約に同意のうえ次の条件を満たすものとし、日本国内で事業を運営する法人又は権利帰属主体として認められる団体とします。但し、以下の場合は入会できないものとします。

- （1）過去に本規約等に違反したこと等により会員資格を喪失したことがある場合
- （2）会員として不適格な事由があると当社が判断した場合
- （3）暴力団等の反社会勢力に所属及び関連がある場合、若しくは同等と当社が判断した場合

第5条（入会方法）

入会は当社が指定する「U' s I S P光サポーターズクラブ入会申込書」（以下、「当会申込書」という）に必要事項を記入のうえ必要書類と共に当社へ提出することにより申込みを行い、当社がこれを承諾した時点をもって入会が成立するものとします（当社が入会申込みを承諾した方を以下「会員」という）。

2. 前項に定める必要書類として、以下に定める書類を当社へ提出していただきます。但し、申込者が宅地建物取引業免許若しくは国土交通省交付のマンション管理業免許を取得されている場合は、その免許番号と有効期限を申込書に記して頂きます。

（1）発行後3ヶ月以内の登記簿謄本、又は登記事項証明書登記簿謄（抄）本、若しくは現在（履歴）事項証明書の原本又はその写し

(2) 発行後3ヶ月以内の印鑑証明書の原本又はその写し

3. 入会后、当会申込書及び必要書類の内容に変更が生じた場合は速やかに当社へ連絡するものとします。

第6条 (退会)

会員は、当会の退会を希望する場合、当社所定の方法により退会を届け出るものとし、当社にて承諾し、会員解除手続きが完了した時点で退会が成立するものとします。

第7条 (地位喪失事由)

当社は、会員が以下の各号の一に該当する場合、何らの通告を要することなく会員たる地位を喪失させることができるものとします。

(1) 会員が本規約に違反した場合

(2) 会員として相応しくない行為及び事由があったと当社が判断した場合

(3) 暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる反社会的な集団または個人であることが判明した場合

(4) 当社により、当会の運営を中止することを決定し、会員にその旨を通知した場合。但し、当会運営の中止に係る通知は、書面又はEメールで1ヶ月前までに行うものとします。

第8条 (会員特典)

当社は別紙1に定める条件に該当した会員に対し、会員特典として報酬(現金、商品等の当社が定めるものを以下「報酬」という)を提供するものとします。また、ボリュームインセンティブ等の特別報酬、及びその条件は当社指定の書面により通知若しくは契約締結を行うことで適用されるものとします。

2. 当社から報酬を提供した後に別紙1に定める報酬提供の対象外であることが判明した場合、会員は当社が指定する報酬を全て返還するものとします。なお、会員は当社が本項の立証責任を負わないことを予め承するものとします。

3. 当社から報酬を提供する前に会員たる地位の譲渡、退会及び当会の運営中止があった場合は、会員は報酬を得る権利を失うものとします。なお、当会の運営中止については、前条1項4号の定めに従うものとします。

4. 本条で定める報酬は会員が当会申込書により当社に通知した銀行等の口座へ振り込み支払うものとします。また、振り込みの際に発生する振込手数料は当社負担とし、当該支払日が当社指定の金融機関の休業日にあたる場合はその翌営業日に支払うものとします。

5. 報酬は当社の委託先であるUCOMから支払うものとします。

6. 複数の会員からの同一の紹介及び、会員からの紹介と当社販売パートナー企業からの取次情報が重複した場合等は、先着の紹介を優先とします。なお、着順の発表に関して、当社は着順の立証責任を負わないものとします。

第9条（禁止事項）

当社のサービス・商品について当会目的外利用を禁止するものとします。

2. 会員は、会員たる地位ならびに権利及び義務を当社の事前の同意を得ることなく第三者へ譲渡してはならないものとします。

第10条（守秘義務）

当社及び会員は、相手方から知得した当サービスに係る営業上の情報、顧客情報等（以下、「機密情報」という）を相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示、公表若しくは漏洩してはならないものとします。

2. 前項に拘らず、当社及び会員は、相手方から知得した機密情報を当サービスに係るそれぞれの従業員又は役員、弁護士等のアドバイザー（以下「関係従業員等」という）にのみ開示することができるものとします。但し、当社及び会員は、機密情報の開示にあたり、関係従業員等に対し、守秘義務を負う旨を明確に告示するものとします。

3. 第1項の定めにかかわらず、当社は、会員から知得した機密情報を本サービスに係る委託契約先及びその再委託契約先（以下総称して「委託契約先」と称します）に対して開示することができるものとします。但し、この場合、当社は当該委託契約先に対し自己の責任において本規約に定める内容と同様の義務を遵守させるものとします。

4. 機密情報のうち、会員が当社に提供する本サービスへの申込み希望者等の個人情報の取扱いについて、会員は申込取次書等に記載する個人情報の取扱いに係る注意事項と、その利用目的に関する案内を事前に必ず当該申込み希望者へ行うものとします。なお、会員は、会員特典の条件を満たす為に申込み希望者等より当社宛の取次申込書にて個人情報を取得する場合、当該取次申込書は申込み希望者より直接当社へ送付するよう扱うものとし、会員において保有、保管してはならないものとします。

5. 当社及び会員は相手方から取得した機密情報については期間の定めなく、本規約と同等の守秘義務を負うものとします。

第11条（機密情報の保管）

当社及び会員は、相手方から知得した機密情報を必要かつ合理的な範囲でのみ複製することができるものとします。

2. 当社及び会員は、相手方から知得した機密情報につき、個々に機密情報である旨を明示し、他の情報とは区別し、善良なる管理者の注意をもってこれらを保管するものとします。

第12条（知的財産権）

本規約に基づく機密情報の開示は、受領者に対する開示者の特許、実用新案、ノウハウその他の無体財産権の譲渡又は実施権の許諾を伴うものではありません。

2. 開示者の開示した情報により生じた特許などの知的財産権は、開示者に帰属するものとします。

3. 相互に開示した情報により生じた特許などの知的財産権については、当社及び会員の二者協議の上、その帰属等を決定し、相手方の開示した機密情報に関し、開示者の事前の書面による承諾なくして出願、登録してはならないものとします。

第13条（会員への連絡、ダイレクトメールの送付）

当社は、必要に応じて会員に対し、Eメールやダイレクトメールにより、当社商品の紹介や広告資料、当会関連情報を送付することができるものとします。

第14条（会員の有効期間）

会員資格の有効期間は、入会申込日から次に到来する3月31日までとします。但し、会員が本規約第6条に定める内容に従い当会より退会しない場合は、会員資格は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

第15条（損害賠償）

会員は、本規約に関する提供条件及び法令の定め違反したことにより、当社又は第三者に損害を与えた場合は、その損害すべてについて賠償することとします。また、第三者との間で紛争が生じた場合、会員は自己の責任と費用においてその紛争を解決するものとします。

第16条（免責）

当社は、当会及びその他の一切の事項に関して会員に発生した費用又は損害等について負担又は賠償を負わないものとします。但し、当該費用又は損害が、当社の故意又は重過失によるものである場合はこの限りではないものとします。

第17条（合意管轄）

当社及び会員は、本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合には、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【会員規約 平成22年2月1日 初版作成】

【付則】 平成23年8月31日の改正

本改正規定は平成23年9月1日から実施します。

【付則】 平成23年10月31日の改正

本改正規定は平成23年11月1日から実施します。

【付則】平成23年12月31日の改正

本改正規定は平成24年1月1日から実施します。

別紙 1. 会員特典

本規約（U's ISP光サポーターズクラブ会員規約）第8条に基づき、会員特典を以下の通り定めるものとします。

1. 特典対象のサービスおよびサービスの種類

Q i t（フレッツプラン）

※但し、「フレッツ 光ライト」「フレッツ・ADSL」利用提供の場合を除く。

- (1) 当サービスを用いた ISP『Qit』のみの新規加入ご紹介
- (2) フレッツ回線の新規加入ご紹介

2. 活動内容

上記1に定めるインターネットサービスのご紹介および新規加入受付

3. 特典（報酬と条件）

	項目名	条件・内容	詳細条件
1	報酬発生条件	対象サービスの開通の完了	会員が当社にFAX、メールその他書面等にてお客様の情報を紹介いただき、又は会員からの紹介によりお客様から直接問い合わせをいただき（以下、「取次ぎ」という）、その後3ヶ月以内に当社ISPサービスまたはISPサービスとフレッツ回線の開通が完了したことを報酬発生条件とします。 ※2011年10月末日までにお取次ぎいただいたものは旧報酬単価の適用対象とし、それ以降は新報酬単価を適用対象とします。
2	新報酬単価	3,000円（税抜き）	本書第1項の特典対象サービスおよびサービスの種類のうち（1）が対象となります。
		7,000円（税抜き）	本書第1項の特典対象サービスおよびサービスの種類のうち（2）が対象となります。
	旧報酬単価	5,000円（税抜き）	Q i t（フレッツプラン）が対象 ※2011年10月末日までにお取次ぎいただいたものが対象となります。
3	報酬対象除外条件	有り	本規約第10条4項の定めに従った場合。

4. 報酬の支払い

当社は、会員に対し、前項に基づき算出された当月分の報酬に消費税相当額を加算した金額を、3ヶ月後の末日までに支払うものとします。

5. 販促物および必要帳票の提供

当社は会員に対し、会員が本業務の遂行に必要と判断した以下の販促物および必要帳票を当社が必要と判断する範囲内で無償にて提供します。このとき、当社はサービスごとに1回あたりの発注枚数を定め、この数に基づき提供するものとします。

- (1) Q i t (フレッツプラン) チラシ
- (2) Q i t (フレッツプラン) 申込書

以上